【声明】

「団体交渉を拒否する㈱共立メンテナンスは不当労働行為に当たる」

中労委が㈱共立の主張を退け再審査申し立て棄却の完全勝利命令!

大阪自治体労働組合総連合 執行委員長 .有田 洋明守口市学童保育指導員労働組合 執行委員長 .水野 直美

4月26日、中央労働委員会は「令和2年(不再)第22号守口市学童保育不当労働行 為事件」の再審査について、申立人である㈱共立メンテナンスのすべての主張を退け、再 審査申し立てを棄却しました。組合側の主張を全面的に認めた勝利命令です。

これにより2020年4月20日に大阪府労働委員会が出した救済命令(団体交渉応諾とポストノーティス)が確定したことから、㈱共立メンテナンスは、今回の命令を真摯に受け止め、大阪府労働委員会における命令をただちに履行することを強く求めるものです。

命令にあたり中央労働委員会は、①組合は労組法の要件を満たすこと、②組合の要求書は義務的団交事項にあたること、③本件要求書に係る団交申し入れに対する会社の対応は、正当な理由のない団交拒否の不当労働行為にあたる、と明確に判断しました。使用者である㈱共立メンテナンスの労働組合への権利侵害など極めて不当な行為が再び断罪されました。

そもそも、学童保育指導員の業務は、児童の放課後の.生活を支えるもので、高い専門性と長年にわたる経験が要求されています。そのため、厚労省の省令や運営指針は、指導員は重要な役割を果たすものと位置付け、その雇用を「.長期的に安定した形態とする」ことを求めています。また、新型コロナウイルス感染拡大による感染リスクを防ぎながら、児童の健全育成に重要な役割を担っています。したがって、労働組合が前記の目的を実現するために要求書を提出し、団体交渉を求めるのは当然のことです。

団交拒否を続ける㈱共立メンテナンスは、2020年3月に指導員13人の雇い止めを 強行し、守口市学童保育の子どもたちや保護者に大きな混乱と悪影響を与えました。さら に、学童保育事業を㈱共立メンテナンスに委託したにも関わらず、いっさいの事業主とし て行政責任をとらない守口市の姿勢も厳しく問われています。

私たちは、守口学童保育指導員10人の不当解雇撤回と早期の職場復帰をめざし、大阪 地裁「地位確認・賃

金.払・損害賠償請求事件」(2020年5月提訴)、大阪府労働委員会「雇止め・団交拒否に対する救済申立事件(2020年8月申立)に勝利すると同時に、悪徳企業を公共サービスから撤退させるたたかいに全力あげて奮闘するものです。

以上